

◎新潟県告示第166号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年2月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田宮神経科内科診療所	長岡市城内町3丁目2番地1号	令和4年11月2日
もりの調剤薬局	長岡市新栄町3丁目3番36号	令和4年11月30日
ひかり薬局	上越市板倉区針940番地1 アランパルク1 F B号	令和5年1月31日
医療法人社団 外川医院	柏崎市西本町1-11-22	平成29年12月28日
小川眼科医院	新発田市大栄町1-8-1	令和4年12月31日
位下歯科医院	小千谷市東栄1-13-12	令和4年12月31日
笹菊薬局	加茂市上町7-11	令和4年11月2日